

令和 7 年 4 月 1 日

令和 7 年広島県議会 4 月臨時会議案（その 1）

広島県

令和七年広島県議会四月臨時会議案目次（その一）

臨県第一号	地方独立行政法人広島県立病院機構の中期計画の認可について……………	一
報第 四 号	広島県税条例の一部改正について……………	一八

臨県第一号議案

地方独立行政法人広島県立病院機構の中期計画の認可について

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二十六条第一項の規定により、次のとおり地方独立行政法人広島県立病院機構の中期計画を認可することについて、同法第八十三条第三項の規定により、県議会の議決を求める。

令和七年四月一日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

地方独立行政法人広島県立病院機構中期計画

前文

地方独立行政法人広島県立病院機構（以下「病院機構」という。）の責務は、広島県の医療政策として必要とされる医療を提供するとともに、中山間地域を含む県内全域の地域医療の充実に貢献することにより県内の医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進に寄与することである。

近年、高齢化や医療技術の高度化、感染症への対応など医療を取り巻く環境は大きく変化しており、病院機構はこれらの変化に柔軟に対応しながら、県民の視点に立った医療サービスを提供し、県民の健康を支え続けていかなければならない。

この中期計画は、広島県知事から指示された中期目標を達成するため、病院機構が自らの役割を踏まえて定めるものであり、県立広島病院、県立安芸津病院及び県立二葉の里病院が一体となって計画を進めることで、県民に安全な医療を提供し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる広島県の実現に貢献していく。

また、組織全体のパフォーマンスが最大限発揮できるよう、職員の意見を反映させたミッション（使命）・バリュー（価値観）・ビジョン（目指すべき将来の姿）を定め、職員への理解・浸透を図ることで、病院機構の組織風土の一体感を醸成する。

第一 中期計画の期間

令和七年四月一日から令和十二年三月三十一日までの五年間とする。

第二 高度医療・人材育成拠点の整備

一 高度医療・人材育成拠点が果たすべき役割

- 1 高度急性期を中心とした医療機能
高度急性期・急性期を担う基幹病院として、最先端かつ多角的な医療技術を用いて、全国トップレベルの高水準かつ安全な医療を提供する機能を担う。

2 医療人材育成機能

大学や医師会、看護協会等の関係機関との連携により、高度急性期医療の提供に必要な医療スタッフを確保するとともに、地域の医療の質を強化するため、豊富な症例や充実した指導体制など魅力ある研修体制を整備し、若手医師をはじめとする

医療人材を惹きつけ、育成する機能を担う。

3 広島県の医療提供体制を支える機能

大学や医師会、看護協会、各圏域の基幹病院等の関係機関と連携し、中山間地域を含む県内の医療機関に対する医療人材の派遣・循環の仕組みに参画することにより、広島県の医療提供体制の維持に貢献する。

あわせて、地域の医療機関との連携体制の構築や、地域完結型医療の実現により、県民に信頼される病院となる。

二 高度医療・人材育成拠点整備に向けた取組

1 高度急性期を中心とした医療機能

令和十二年度に開院を予定している高度医療・人材育成拠点において、次に掲げる医療機能を担うことから、必要な設備整備や診療科間の連携等の体制構築、人材の確保・育成を進める。

主	な	機	能
救急医療、小児医療、周産期医療、感染症医療、災害医療、へき地医療、がん医療、循環器医療、急性期リハビリテーション医療、消化器医療、呼吸器医療、腎臓医療、糖尿病医療、緩和医療、精神医療、先進医療、ゲノム医療、歯科・口腔外科医療			
各診療領域において、高度急性期を中心とした医療を提供するために必要な機能を整備し、県民のニーズに対応した医療を提供する。			

(一) 「断らない救急」体制の構築

- (1) 重症系病床、各種専門センター及び必要な医療機器を備える救命救急センターの整備を進める。
- (2) 周辺医療機関や輪番病院等と連携し、地域全体で取り組む「断らない救急」の実現に貢献する。

- (3) 救急医、総合診療医等の人材確保・育成を行うとともに、救急医療に対する院内からの支援体制の充実を図る。

(二) 幅広い疾患に対応する「こども病院」

- (1) 重症例や術後の集中的な対応を行う小児集中治療室（PICU）等を備えるER機能を併設した小児救命救急センターの整備を進める。
- (2) 成育医療センターにおいて、出生前から成人に至るまで（生殖医療、周産期医療、新生児医療、小児医療）の継続したチーム医療を提供する。
- (3) 関係する医療機関との役割分担の上、重症例や複雑な背景を持つ児童・思春期症例に対応できる体制の検討を進める。
- (4) 被虐待児への対応などを含め、周辺医療機関等の関係機関との小児医療に関する役割分担を整理するとともに、保護者等への適切な説明を行う。
- (5) あらゆる小児患者に対応するため、必要な医療スタッフを確保・育成する。

(三) 最新の集学的ながん医療

- (1) 手術療法、化学療法、H I P R A Cとの一体化による放射線治療のほか、がんゲノム医療など個別化治療を組み合わせた最新の集学的治療を提供するがん医療センターを構築する。
- (2) 大学との治験、臨床研究における連携体制の構築や周辺医療機関との役割分担・連携を推進する。
- (3) 最新の集学的な治療を提供するがん医療センターの運営に必要な医療スタッフを確保・育成する。

(四) 新興・再興感染症への対応

- (1) 第二種感染症指定医療機関として必要な感染症病床と環境の整備を進める。
- (2) 感染症流行時に病棟の一部を迅速に転換し、感染症患者を受け入れる仕組みを構築する。
- (3) 感染症拡大時に機動的に対応できるよう、平時から職員に対する感染症対応の研修・訓練を実施する。
- (4) 感染症専門医に加え、感染管理認定看護師、感染管理部門専従の薬剤師などの医療スタッフを確保・育成する。

(五) 災害対応

- (1) 免震構造を備えた建物及びトリアージスペースやヘリポート等の整備を進める。
 - (2) 地域連携事業継続計画（C C P）の視点を踏まえた事業継続計画（B C P）を策定する。
 - (3) 災害発生時に機動的に対応できるよう、職員に対する災害対応研修・訓練を実施する。
 - (4) 災害派遣医療チーム（D M A T）及びD M A Tインストラクターの確保・育成など災害医療体制を充実させる。
- (六) 各診療領域における高度急性期を中心とする拠点の整備
- (1) 高度急性期医療を提供するハイボリュームセンターにふさわしい手術室・重症系病床や医療機器の整備を進める。
 - (2) 各診療領域において専門チームを編成し、定期的な合同カンファレンスを実施する体制の検討を進める。
 - (3) 最新の医療に速やかに対応し、展開していくために必要な医療スタッフを確保・育成する。

2

医療人材育成機能

人材育成における基本的な考え方

医療機関である大学等の関係機関と連携し、高度急性期医療や地域医療を担う豊かな人間性と深い知性を有する医療人材を育成するため、豊富な症例数や充実した指導体制を活かし、全国から若手医師やその他医療人材を惹きつける魅力的な研修

環境を構築する。あわせて、多職種が利用可能なシミュレーションセンターやオンライン講義が受講可能な環境を有する講義室及びICT機材室等の臨床研修環境を整備するとともに、大学との連携を踏まえた全国公募や個別の医療機関へのリクルート活動を行うなど、全国から病院経営を担う人材を含む有能な医療人材の確保に取り組む。また、法人全体での医療水準の向上や人材育成を図るため、先進医療施設での研修や、法人内における病院間の研修及び人事交流等を行うとともに、将来の広島県の医療を担う人材を育成するため、幅広い医療系実習や臨床研修等を積極的に受け入れる。

(一) 高度急性期医療を担う人材確保・育成

- (1) 最先端の臨床技術を習得するためのシミュレーションセンターの整備を進める。
- (2) 魅力的な研修プログラムの整備や多様な勤務形態の活用、キャリアサポートセンターの設置による、職員がやりがいを持って、働きやすい環境を整備する。
- (3) 新たな学会施設認定を取得するなど、高度急性期医療に係る人材育成に資する環境を整備する。
- (4) 高度急性期医療の提供に資する資格取得、他医療機関への見学・研修及び積極的な学会参加を支援する。
- (5) 高度急性期医療の提供に資する指導医を配置し、指導者研修を実施する。
- (6) 病院総合医（ホスピタリスト）を含めた専門的治療に対応する医療スタッフを確保・育成する。

(二) 地域医療を担う人材確保・育成

- (1) 地域医療の提供に資する交流及び学修を支援する。
- (2) 魅力的な研修プログラムの整備や多様な勤務形態の活用、キャリアサポートセンターの設置による、職員がやりがいを持って、働きやすい環境を整備する。
- (3) 新たな学会施設認定を取得するなど、地域医療に係る人材育成に資する環境を整備する。
- (4) 地域医療の提供に資する資格取得、他医療機関への見学・研修及び積極的な学会参加を支援する。
- (5) 中山間地域等における医療・介護ニーズを念頭に、広島大学病院総合診療医センターと連携しながら、総合診療医を含めた中山間地域等の医療を維持するための人材を確保・育成する。

(三) 病院経営を担う人材の確保・育成

病院経営に関する専門資格取得を奨励するなど、高度な知識を有する多様な人材の確保・育成を計画的に進める。

3 広島県の医療提供体制を支える機能

(一) 県内の拠点病院等との連携

- (1) 各圏域の拠点病院とのネットワークを活用し、遠隔診療を通じたカンファレンスや、人的交流の充実などを支援する。
- (2) 特定機能病院である広島大学病院との役割分担を整理し、県内の医療提供体制を支える機能を担う。
- (3) 高度急性期医療の提供に資する医療スタッフ及び総合診療医を含めた中山間地域等の医療を維持するための人材を確保・育成する。

(二) 周辺の医療機関と連携した地域完結型医療

- (1) 周辺医療機関で対応困難な患者を受け入れるために必要な設備・医療機器など、施設設備の充実を図る。
- (2) 地域の医療機関と病床の稼働状況をリアルタイムで共有するシステムを整備し、円滑な患者紹介・紹介を図る。
- (3) 広島大学病院や広島都市圏の基幹病院、周辺医療機関との役割分担・機能分化の推進に貢献する。

- (4) サブアキュート、ポストアキュート機能を担う医療機関との協議会を設置する。

- (5) 患者総合支援センターの機能の充実により、入院決定時から退院時まで切れ目のない患者支援体制を整備する。

- (6) 地域連携室への専任スタッフ配置により、医療機関への継続的な訪問活動を行うなど、地域連携の強化を図る。

4 その他

(一) 戦略的な広報の推進

- (1) 高度医療・人材育成拠点が地域医療において果たす役割や目指す医療機能を周知するため、県民向けセミナーの開催やマスメディアへの露出、SNSなどのデジタル媒体を活用した広報活動、ブランディングなど、県民とのパブリックリレーションを構築する。

- (2) 若手医師をはじめとする医療人材を確保するため、高度医療・人材育成拠点での魅力的な研修環境等に関する多彩なPR活動を行う。

- (3) 医療機関相互のネットワークを形成し連携を推進するため、広報誌やその他媒体を活用した戦略的な広報活動を行う。

(二) 医療DXの推進

- (1) 人的資源、物的資源、財政的資源、情報資源をマネジメントするための、各種経営指標を可視化する仕組みの整備を進める。

- (2) 患者への適切な情報提供やヒューマンエラーの削減を図るため、AIによる診療支援など、必要なチェック機能を備えた部門システムの整備を進める。

- (3) 職員間のコミュニケーションの自由度と確実性を向上させるため、グループ

チャットや患者の検査の進捗をリアルタイムで共有するシステムの整備を進める。

(4) 最先端技術を用いた機器やシステムによる医療の高度化、ICTを活用した病床管理等による働き方改革、遠隔医療を促進させるためのインフラ整備を進める。

(5) 国が進める医療DXの動向やその動向を踏まえたHMネットの在り方の検討を注視しながら、診療情報等の円滑な連携手法について検討を進める。

(6) 患者の診療情報等、重要な情報を保護するため、ICT基盤の整備・運用に当たっては、情報セキュリティを十分確保する。

(7) 患者満足度向上のため、患者の利便性を向上させる仕組みの整備を進める。

(8) 継続的なDX推進や技術継承のため、診療情報を活用できるICT人材の計画的な採用・育成及び部署の強化を行う。

(三) 積極的な臨床研究の実施

(1) 大学や県内の基幹病院、その他臨床研究中核病院等との連携による臨床研究機能の充実を図る。

(2) 臨床研究におけるニーズを把握し、データ活用プラットフォームや医療情報ネットワークの整備を進める。

(3) 臨床研究の推進に必要な専門スタッフの確保・育成を計画的に進める。

(四) 安定的な経営基盤の構築

(1) 高度医療・人材育成拠点の経営を開院から早期に軌道に乗せるため、各病院の現状や経営改善等の取組を点検して、必要な収益向上や費用適正化の方策を着実に講じる。

(2) 県からの適切な運営費負担金を受けて、中期目標達成に向けた取組を確実に実施することにより、県の医療政策として求められる医療を安定的かつ継続的に提供する。

第三 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

一 高度医療の安定的かつ継続的な提供と地域医療への貢献

1 県立広島病院

(一) 三次救急を担う医療機関として、総合的かつ専門的な救急医療体制の充実に努め、複数の診療科領域にわたる重症・重篤な救急患者を二十四時間三百六十五日受け入れる。

(二) 広島都市圏の二次救急において、他の医療機関と連携して入院治療や緊急手術が必要な患者を受け入れる。

(三) 脳心臓血管医療について、ハイブリッド手術室の設置による低侵襲・高精度の手術を行い、患者にとって安全な医療を提供する。

- (四) リスクの高い妊産婦や極低出生体重児に対する医療など、母体、胎児及び新生児に対する総合的で高度な周産期医療を提供する。
- (五) 手術療法、放射線療法、化学療法、さらにそれらを効果的に組み合わせた集学的治療や緩和ケア、外来通院によるがん化学療法など、患者の状態に応じた最適な治療を提供する。
- (六) 出生前から新生児、小児、成人といったすべての領域で診療科を超えたゲノム医療を推進する。
- (七) 地域のかかりつけ医との連携を進め、患者の紹介・逆紹介を推進するとともに、医療機器等の共同利用や地域の医療従事者等に対する研修を行う。
- (八) その他の診療領域についても、高度医療の提供や地域医療への貢献により、県民のニーズに対応した医療を提供する。
- (九) 高度医療・人材育成拠点の整備に向け、第二に掲げる医療の提供や人材確保・育成等に向けた取組を進める。

【指標】

項	目	令和五年度実績	令和十一年度目標
救急車受入台数		七、一四一台	九、〇〇〇台
紹介率		九六・三%	九六・三%
逆紹介率		一四八・二%	一四八・二%
三次救急（ホットライン）受入率		八五・四%	一〇〇%
緊急母体搬送受入件数		一四三件	一五〇件
院内がん登録件数（暦年）		二、二二二件	二、三〇〇件
がんゲノムプロファイリング件数		一八四件	三〇〇件
全身麻酔手術件数		四、六六二件	五、〇〇〇件
ロボット支援手術件数		一九九件	三〇〇件

2

県立安芸津病院

- (一) 地域の中核的病院として、救急医療や小児医療など必要な医療を提供する。
- (二) 地域の医療機関や介護サービス事業者等と連携して、在宅療養支援の更なる充実を図り、地域包括ケアシステムにおける役割を果たす。
- (三) 予防医療を推進するため、地域イベントへの参加や地元企業・行政機関などと連携した健（検）診を行う。

【指標】

項	目	令和五年度実績	令和十一年度目標
救急車受入台数		三六八台	三八〇台
紹介率		一八・三%	二二・〇%
逆紹介率		二四・七%	二五・〇%
専門外来受診患者数		一、四四八人	一、六〇〇人
訪問看護件数		一、八八六件	二、一〇〇件
健（検）診件数		一、一一五件	一、二〇〇件

3 県立二葉の里病院

- (一) 急性期の医療機能として、患者の状態に応じたがん集学的治療（手術、内視鏡治療、放射線、化学療法、温熱療法）など、患者の状態に応じた最適な治療を提供する。
- (二) 二次救急医療機関として、重症患者を迅速に受け入れ、適切な手術・集中治療を行う。
- (三) 地域のかかりつけ医や介護サービス事業者等との連携を進め、患者の紹介・逆紹介を推進するとともに、医療機器等の共同利用や地域の医療従事者等に対する研修を行う。
- (四) 高度医療・人材育成拠点の整備に向け、第二に掲げる医療の提供や人材確保・育成等に向けた取組を進める。

【指標】

項 目	令和五年度実績	令和十一年度目標
救急車受入台数	一、四三二台	一、六〇〇台
紹介率	六九・八％	八〇・〇％
逆紹介率	九四・〇％	一〇〇・〇％
全身麻酔手術件数	一、三五二件	一、三八〇件
ロボット支援手術件数	〇件	一〇〇件
内視鏡治療件数	八、五一一件	八、八〇〇件
化学療法件数	一、五一九件	一、七一〇件

二 患者の視点に立った医療の提供

1 患者にとって最適な医療の提供

入院患者の負担軽減及び科学的根拠に基づいた標準治療を行うため、地域の医療機関を含めたクリニカルパスの作成、適用及び見直しを進め、質の高い効果的な医療を提供する。

【指標】クリニカルパス適用率

病 院 名	令和五年度実績	令和十一年度目標
県立広島病院	四七・四％	五〇・〇％
県立安芸津病院	一八・三％	二〇・〇％
県立二葉の里病院	四九・四％	五〇・〇％

2 患者等の満足度の向上

(一) 患者サービスの向上

- (1) 患者の基本的な権利を尊重するとともに、患者及びその家族が診療内容を適切に理解し、安心して治療を選択することができるよう、インフォームド・コンセンストを推進する。
- (2) 待ち時間調査を実施し、実態分析及び対策の検討を行い、患者待ち時間の短縮に努める。
- (3) 患者のプライバシー確保に配慮するとともに、利用者の快適性に配慮した院

内環境を整備する。

(4) 患者満足度調査を実施し、利用者のニーズに応じた取組を推進するとともに、接遇能力の向上など、患者サービスの充実を図る。

(5) 施設のバリアフリー化など、誰もが安全で利用しやすい施設づくりに取り組む。

【指標】患者満足度

病 院 名	令和五年度実績	令和十一年度目標
県立広島病院	九七・一%	九八・〇%
県立安芸津病院	九五・〇%	
県立二葉の里病院	九三・七%	

(二) 患者支援体制の充実

(1) 地域連携室と入退院支援室、病床管理室の一体的な運用により、入院決定時から退院後までの一貫した患者相談体制を整備するなど、支援の充実に取り組む。

(2) 入院前や入院初期から、患者の退院調整等の支援を行うなど、治療終了後の患者の状況に応じた在宅移行や地域の医療機関等への円滑な転院を進める。

(3) 外国人患者がスムーズに受診できるよう、言語への対応等、受入体制の充実に取り組む。

3 積極的な情報発信

広報誌やWEBサイト、SNS、公開講座など、多様な媒体を活用し、病院機構や県立病院の医療や経営に関する情報を積極的に発信する。

【指標】

項 目	令和五年度実績	令和十一年度目標
ホームページ閲覧件数	—	五〇、〇〇〇件

三 安全・安心な医療の提供

1 医療安全対策の推進

(一) 医療安全対策マニュアルに基づき、医療事故の発生予防に取り組むとともに、不測の事態が発生した場合には、迅速かつ適切に事故対応と再発防止の徹底を図る。

(二) 病院全体で医療安全に取り組む意識を徹底するため、職員を対象とした医療安全研修を実施する。

(三) 感染源や感染経路等を予測し適切な予防策を実施するなど、院内感染対策を充実させる。

【指標】転倒・転落発生率（レベル二以上）

病 院 名	令和五年度実績	令和十一年度目標
県立広島病院	〇・〇二八%	〇・〇二八%
県立安芸津病院	〇・〇二六%	〇・〇二六%

2 適切な情報管理

- (一) 関係法令を遵守し、診療記録など患者の個人情報適切に管理する。
- (二) 情報セキュリティに関する研修を実施するなど、職員の意識を高め、適切な情報管理に努める。
- (三) 情報セキュリティを十分に確保し、ランサムウェアを含むウイルス対策や外部からの不正アクセス対策等を徹底し、安全に外部接続や院内LANの利用ができる環境を整備する。

四 災害や公衆衛生上の緊急事態への対応

1 災害医療における緊急事態への対応

- (一) 地域の医療機関と連携しながら、重傷者等を積極的に受け入れるなど、求められる災害医療を確実に提供する。
- (二) 災害発生時に迅速かつ適切な医療提供ができるよう、BCP等に基づき災害訓練を行うほか、食料、医薬品、燃料等の必要な物資の備蓄や受援体制の整備に取り組む。
- (三) 特に、県立広島病院においては、基幹災害拠点病院として、県内の災害医療の基幹的役割を果たすことができる体制整備に取り組むほか、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請に基づき、被災地へ医師等を派遣し、被災地の医療活動を支援する。

【指標】災害訓練の実施回数

病 院 名	令和五年度実績	令和十一年度目標
県立広島病院	三二回	三四回
県立安芸津病院	二回	三回
県立二葉の里病院	一回	三回

2 公衆衛生上の緊急事態への対応

- (一) 感染拡大時は、発熱外来を設置するとともに、県との協定に基づき必要な病床数を確保する。
- (二) 県立広島病院においては、関係機関と連携し、DMATなどの医療人材を速やかに派遣する。
- (三) 感染拡大時に備え、平時から訓練を実施するとともに、院内感染防止対策や個人防護具等の備蓄に取り組む。

【指標】感染症訓練の実施回数

病 院 名	令和五年度実績	令和十一年度目標
県立広島病院	六回	六回
県立安芸津病院	二回	三回
県立二葉の里病院	五回	五回

五 医療に関する調査・研究の実施

- 1 県内の医療技術や医療水準の向上を図るため、医療に関する調査・研究を推進するとともに、その成果を分かりやすく広報する。
- 2 文部科学省の「高度医療人材養成拠点形成事業（高度な臨床・研究能力を有する医師養成促進支援）」に選定された広島大学と連携して臨床教育・研究に関する知識・技能等を有する優れた医師の養成に貢献する。

第四 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

一 業務運営体制の構築

- 1 病院機構としての主体的な運営を実現するため、理事長のリーダーシップの下、理事会を中心としたチーム体制による業務運営体制を確立する。
- 2 法人本部と各病院が連携して経営課題に対応する。

二 中期目標達成に向けた取組

- 1 中期目標の達成に向けた、中期計画及び年度計画にかかげる取組を着実に実施するため、理事会等において業務の進捗状況やKPIの実績、評価、分析による不断の業務の見直しを行う仕組みを構築する。
- 2 改善策に当たっては、経営コンサルタント等の外部の知見も活用する。

三 効果的・効率的な業務運営

- 1 国が進めている全国医療情報プラットフォームの動向を注視しつつ、地域の医療機関等との情報共有のための仕組みの検討を進めるなど、医療DXの推進による医療の質の向上を図るとともに、業務の効率化を推進する。
- 2 5S活動やTQM（トータル・クオリティ・マネジメント）活動で培ったノウハウを活かし、医療の質の向上や継続的な業務改善に取り組む。
- 3 業務フローの見直しや定型業務の集約化やアウトソーシングを進めるなど、効率的な執行体制を確保する。
- 4 デジタル技術の活用による業務改善やペーパーレス化の推進、契約事務の簡素化など、業務の効率化を着実に進める。
- 5 研修などを通じて職員の病院運営への参画意識を醸成し、自発的な業務の改善や効率化の取組を推進する。
- 6 機動的な設備投資や柔軟な人員の確保・配置により、診療報酬改定や新たな医療課題に迅速かつ柔軟に対応する。

四 働きやすい勤務環境の整備

- 1 ライフスタイルに合わせた多様な働き方が可能となる勤務時間や勤務形態の設定など、職員のワークライフバランスに配慮した働きやすい環境を整備する。
- 2 タスクシフト・タスクシェアの推進、弾力的な人員の配置など、職員が専門性を一層発揮できる生産性の高い職場づくりを推進する。

【指標】看護師離職率

病 院 名	令和五年度実績	令和十一年度目標
-------	---------	----------

県立広島病院	五・四%
県立安芸津病院	三・八%
県立二葉の里病院	八・六%
	五・〇%

【指標】 医療技術職離職率

病 院 名	令和五年度実績	令和十一年度目標
県立広島病院	三・六%	三・五%
県立安芸津病院	九・五%	
県立二葉の里病院	四・三%	

第五 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

一 収入の確保

- 1 医療を取り巻く環境変化への適切な対応や、新たな施設基準の取得を迅速に行うなど、診療報酬の確保に努める。
- 2 診療報酬制度に関する研修の実施などにより、請求漏れや査定減の防止を図り、収入の確保に取り組む。
- 3 地域の医療機関との役割分担と連携の下、紹介患者の受入を進めるとともに、在院日数や病床管理の適正化を図り、患者にとって最適な医療を提供する。
- 4 地域の医療機関への積極的な訪問活動を行うなど、提供する医療に関する取組を周知し、県民に信頼される病院を目指す。
- 5 入院窓口での高額療養費制度の説明・利用促進などによる未収金の発生防止に取り組むとともに、滞納者に対する定期的な請求・督促に加え、回収業務の専門家委託なども活用し、診療費の確実な回収に努める。

二 費用の適正化

- 1 各病院の診療行為別、部門別の収支状況を常時把握、分析するとともに、職員のコスト意識の向上を図り、不要な支出の抑制に努める。
 - 2 診療材料・医薬品等の適切な在庫管理によるコスト削減に努めるほか、各病院で使用する診療材料や医薬品の共通化や共同購入の拡大に取り組むなど、費用の適正化に努める。
 - 3 医療の質の向上、医療安全の確保、患者サービスの向上などに充分に配慮した上で、職員配置の適正化に努め、適正な人件費比率を維持する。
- 三 的確な投資の実施と効果の検証
- 1 既存の施設・設備については、ライフサイクルコストを考慮し、計画的な維持管理に取り組む。

- 2 最新の高度医療機器については、医療政策の動向や医療需要の変化、社会情勢等を踏まえ、必要性や採算性を充分に考慮して導入、更新を行うとともに、稼働状況や費用対効果の分析により、投資効果の検証と改善に取り組む。

【指標】

(県立広島病院)

項	目	令和五年度実績	令和十一年度目標
病床稼働率		七八・八%	九〇・三%
経常収支比率		九六・一%	九五・七%
修正医業収支比率		九一・六%	九四・二%
人件費率（対医業収益）		五六・〇%	四七・六%
材料費率（対医業収益）		三一・七%	三〇・七%

（県立安芸津病院）

項	目	令和五年度実績	令和十一年度目標
病床稼働率※		六三・五%	九五・〇%
経常収支比率		八四・五%	八五・二%
修正医業収支比率		六三・七%	六六・〇%
人件費率（対医業収益）		八六・一%	七一・六%
材料費率（対医業収益）		一七・九%	一八・三%

※令和十一年度の病床稼働率は、耐震工事後の病床数を基に算出

（県立二葉の里病院）

項	目	令和五年度実績	令和十一年度目標
病床稼働率		六三・〇%	七五・一%
経常収支比率		九五・七%	一〇六・〇%
修正医業収支比率		九三・七%	一〇二・五%
人件費率（対医業収益）		五六・五%	五二・三%
材料費率（対医業収益）		二一・九%	一九・〇%

第六

予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

一 予算（令和七年度から令和十一年度まで）

（単位：百万円）

区	分	金額
収入		
営業収益		二〇八、六一六
医業収益		一八九、五一三
運営費負担金		一七、三〇五
その他営業収益		一、七九七
営業外収益		二、五二一
運営費負担金		二、四七一
その他営業外収益		四九
資本収入		一一四、三九二
運営費負担金		一〇九、九九二
長期借入金		四、四〇〇
その他資本収入		三二五、五二九
計		三二五、五二九
支出		
営業費用		一九一、三一八
医業費用		一八九、一七九
給与費		九六、七四七
材料費		五八、二二三

計	経費 研究研修費 一般管理費 営業外費用 資本支出 建設改良費 償還金	三三、二一一 二、九九八 七、一三九 一、〇四六 一、八六一 一、六〇五 三二、八二九
---	---	---

(注) 計数は原則としてそれぞれの表示単位未満を四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。

【給与費の見積り】

期間中総額九八、八八六百万円（一般管理費二、一三九百万円を含む。）を支出する。なお、当該額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、退職給付金及び法定福利費等の額に相当するものである。

二 収支計画（令和七年度から令和十一年度まで）
（単位…百万円）

区 分	金 額
収入の部 営業収益 医業収益 運営費負担金収益 資産見返補助金等戻入 資産見返寄付金戻入 資産見返物品受贈額戻入 その他営業収益 営業外収益 運営費負担金収益 その他営業外収益 臨時利益	二二一、六八六 二〇九、一六五 一八九、五一三 一七、三〇五 五四九 一、七九〇 一、七九七 二、四七三 二、四七一 四七二 四七
支出の部 営業費用 医業費用 給与費 材料費 経費 減価償却費 研究研修費 一般管理費 営業外費用 臨時損失 純利益 目的積立金取崩額 総利益	二一九、三三〇 二〇三、三六一 二〇一、二二一 九六、七四七 五三、〇二七 三〇、二四七 二〇、二九三 二、九〇九 一、一三九 一、七六二 一、二〇七 七、六四四 七、六四四 七、六四四

(注) 計数は原則としてそれぞれの表示単位未満を四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。

三 資金計画（令和七年度から令和十一年度まで）
（単位…百万円）

区 分	金 額
資金収入	三二四、三二二
業務活動による収入	二〇九、三二二
診療業務による収入	一八七、六〇一
運営費負担金による収入	一九、七七六
その他の業務活動による収入	一、八四四
投資活動による収入	四、四〇〇
その他の投資活動による収入	四、四〇〇
財務活動による収入	一〇九、九九四
長期借入れによる収入	一〇九、九九四
その他の財務活動による収入	七〇六
繰越金	
資金支出	三二四、三二二
業務活動による支出	一九五、〇八三
給与費支出	九八、八八六
材料費支出	五三、一五五
その他の業務活動による支出	四三、〇四二
投資活動による支出	一一一、八六一
有形固定資産等の取得による支出	一一一、八六一
その他の投資活動による支出	一六、一三五
財務活動による支出	一六、一三五
長期借入金の返済による支出	一六、一三五
移行前地方債償還債務の償還による支出	五、〇二一
その他の財務活動による支出	六、五八四
次期中期目標の期間への繰越金	一、四、二四三

(注) 計数は原則としてそれぞれの表示単位未満を四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。

【適切な資金管理の実施】

組織的な資金管理体制の確立と資金の適切な状況把握により、必要となる資金の計画的な管理を実施する。

第七 短期借入金の限度額

一 限度額

六、〇〇〇百万円

二 想定される短期借入金の理由

賞与の支給等、資金繰り資金への対応

第八 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

第九 第八に定める財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第十 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、病院施設の整備、医療機器の購入に充てる。

第十一 料金に関する事項

一 使用料及び手数料

1 法令等に基づき算定する使用料及び手数料

健康保険法（大正十一年法律第七十号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）、その他の法令等に基づき算定した額

2 その他の使用料及び手数料

1 以外のものについては、別に理事長が定める額

二 使用料及び手数料の減免

理事長は、特別の事由があると認めるときは、これを減免することができる。

第十二 その他業務運営に関する事項

一 法令・社会規範の遵守

監査体制の強化を含めた内部統制の仕組みの整備に加え、職員の行動規範と倫理の確立、業務執行におけるコンプライアンスの徹底を図るなど、適正な業務運営を推進する。

二 県立安芸津病院の耐震化

病院の規模、機能、具体的な手法、概算事業費などを整理した県立安芸津病院耐震化対応基本構想・基本計画に基づき、耐震化方針の具体化に取り組む。

三 地域社会への貢献

ホームページやSNS等により、保健医療情報や新たな治療法についての情報発信を積極的に行うとともに、県民を対象とした公開講座やセミナー等を開催するなど、医療に関する知識の普及や啓発に努め、地域に開かれた病院づくりに努める。

【指標】地域への啓発活動件数

病 院 名	令和五年度実績	令和十一年度目標
県立広島病院	五回	五〇回
県立安芸津病院	二〇回	
県立二葉の里病院	二四回	

(提案理由)

地方独立行政法人広島県立病院機構の中期計画を認可することについて、県議会の議決を求める。

報第四号

広島県税条例の一部改正について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により、次のとおり専決処分をしたから、同条第三項の規定により報告し、県議会の承認を求める。

令和七年四月一日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 専決処分の内容

広島県税条例の一部を改正する条例

広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（軽油引取税のみなす課税） 第五十五条 軽油引取税は、前条に規定する場合のほか、次の各号に掲げる者の当該各号に掲げる消費、譲渡又は輸入に対し、当該消費、譲渡又は輸入を同条第一項に規定する引取りと、当該消費、譲渡又は輸入をする者（当該輸入が関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の輸入の許可を受ける場合には、当該許可を受ける者をいう。以下この項において同じ。）を同項に規定する引取りを行う者とみなし、その数量（第一号又は第二号の場合にあつては、当該消費に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除した数量とし、第五号の場合にあつては、法第四百四十四条の三十二第一項第一号又は第二号の規定により製造の承認を受けた当該消費又は譲渡に係る軽油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該消費又は譲渡に係る軽油の数量から当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の軽油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、それぞれ当該消費、譲渡又は輸入をする者に課する。 一一六（略） 二—四（略） 附 則 （軽油引取税の課税免除の特例） 第十六条（略） 二—六（略）	（軽油引取税のみなす課税） 第五十五条 軽油引取税は、前条に規定する場合のほか、次の各号に掲げる者の当該各号に掲げる消費、譲渡又は輸入に対し、当該消費、譲渡又は輸入を同条第一項に規定する引取りと、当該消費、譲渡又は輸入をする者（当該輸入が関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の輸入の許可を受ける場合には、当該許可を受ける者をいう。以下この項において同じ。）を同項に規定する引取りを行う者とみなし、その数量を課税標準として、それぞれ当該消費、譲渡又は輸入をする者に課する。 一一六（略） 二—四（略） 附 則 （軽油引取税の課税免除の特例） 第十六条（略） 二—六（略）

7 前三項の規定の適用がある場合における第二項において準用する第百十二条の八第一項の規定の適用については、同項中「並びに前月」とあるのは、「前月」と、「その他の」とあるのは「並びに前月の初日から末日までの間に行つた附則第十六条第四項から第六項までに規定する譲渡に関する事実及びその数量その他の」とする。

8 鉄道事業又は軌道事業を営む者（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百五条第二項ただし書に規定する特定貨物輸送事業者又は同法第百二十九条第二項ただし書に規定する特定旅客輸送事業者に限る。）のうち法附則第十二条の二の七の二第一項の規定の適用を受けた者が、令和九年三月三十一日までに、当該適用を受けて製造を行つた炭化水素油である軽油を鉄道用車両又は軌道用車両の動力源に供するため自ら消費する場合には、当該軽油の消費については、第百五条第一項（第五号）（軽油の消費に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

（自動車税の環境性能割の課税標準の特例）
第十八条の二の五 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する自動車（以下この項及び次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（地方税法施行規則附則第四条の十一第一項に規定するものに限る。）で最初の第百十三条の二第三項に規定する新規登録（以下この条から附則第十八条の三の二までにおいて「初回新規登録」という。）を受けるものに対する第百十四条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和九年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から千万円を控除して得た額」とする。

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（地方税法施行規則附則第四条の十一第三項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百十四条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和九年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」

7 前三項の規定の適用がある場合における第二項において準用する第百十二条の八第一項の規定の適用については、同項中「並びに前月」とあるのは、「前月」と、「その他の」とあるのは「並びに前月の初日から末日までの間に行つた附則第十六条第四項から第六項までに規定する譲渡に関する事実及びその数量その他の」とする。

（自動車税の環境性能割の課税標準の特例）
第十八条の二の五 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する自動車（以下この項及び次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（地方税法施行規則附則第四条の十一第一項に規定するものに限る。）で最初の第百十三条の二第三項に規定する新規登録（以下この条から附則第十八条の三の二までにおいて「初回新規登録」という。）を受けるものに対する第百十四条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から千万円を控除して得た額」とする。

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（地方税法施行規則附則第四条の十一第三項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百十四条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」

（から六百五十万円（乗車定員三十人以上の附則第十八条の二の五第二項に規定する路線バス等のうち、道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港又は空港法施行令（昭和三十一年政令第二百三十二号）附則第二条に規定する飛行場を起点又は終点とするもので地方税法施行規則附則第四条の十一第四項に規定するものに限る。）にあつては八百万円とし、乗車定員三十人未満の附則第十八条の二の五第二項に規定する路線バス等にあつては二百万円とする。）を控除して得た額」とする。

一・二（略）

3 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等（第三号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（地方税法施行規則附則第四条の十一第六項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百十四条の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和九年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百万円を控除して得た額」とする。

一・三（略）

（から六百五十万円（乗車定員三十人以上の附則第十八条の二の五第二項に規定する路線バス等のうち、道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港又は空港法施行令（昭和三十一年政令第二百三十二号）附則第二条に規定する飛行場を起点又は終点とするもので地方税法施行規則附則第四条の十一第四項に規定するものに限る。）にあつては八百万円とし、乗車定員三十人未満の附則第十八条の二の五第二項に規定する路線バス等にあつては二百万円とする。）を控除して得た額」とする。

一・二（略）

3 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等（第三号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（地方税法施行規則附則第四条の十一第六項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百十四条の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百万円を控除して得た額」とする。

一・三（略）

4 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。次項及び第六項において同じ。）が八トンを超えるトラック（地方税法施行規則附則第四条の十一第十一項に規定する被けん引自動車を除く。次項及び第六項において同じ。）であつて、同法第四十一条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「側方衝突警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で地方税法施行規則附則第四条の十一第九項に規定するもの（次項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。）及び同法第四十一条第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び第六項において「衝突被害軽減制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で地方税法施行規則

41 乗用車（地方税法施行規則附則第四条の十一第一項に規定するものに限る。）、「バス（地方税法施行規則附則第四条の十一第十二項に規定するものに限る。）又は車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。）が三・五トンを超えるトラック（地方税法施行規則附則第四条の十一第九項に規定する被けん引自動車を除く。）であつて、同法第四十一条第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で地方税法施行規則附則第四条の十一第八項に規定するものに適合するもののうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（地方税法施行規則附則第四条の十一第十項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百十四条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和九年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百七十五万円を控除して得た額」とする。

51 則附則第四条の十一第十項に規定するもの（第六項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもののうち、側方衝突警報装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（地方税法施行規則附則第四条の十一第八項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百十四条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和六年四月三十日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から三百五十万円を控除して得た額」とする。

61 乗用車（地方税法施行規則附則第四条の十一第十四項に規定するものに限る。）、「バス（地方税法施行規則附則第四条の十一第十五項に規定するものに限る。）又は車両総重量が三・五トンを超えるトラックであつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもののうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（地方税法施行規則附則第四条の十一第十三項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百十四条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百七十五万円を控除して得た額」とする。

51 車両総重量が八トンを超えるトラックであつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた側方衝突警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、側方衝突警報装置を備えるもの（地方税法施行規則附則第四条の十一第十二項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百十四条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和六年四月三十日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百七十五万円を控除して得た額」とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(軽油引取税に関する経過措置)

第二条 この条例による改正後の広島県税条例(以下「新条例」という。)第百五条第一項(第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。)の規定は、令和七年四月一日(以下「施行日」という。)以後の軽油の消費及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の消費及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第十六条第八項の規定は、施行日以後の軽油の消費に対して課すべき軽油引取税について適用する。

(自動車税に関する経過措置)

第三条 令和六年四月三十日までに取得されたこの条例による改正前の広島県税条例附則第十八条の二の五第四項及び第五項に規定する自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

二 専決処分年月日

令和七年三月三十一日

（提案理由）

地方税法等の一部が改正され、軽油引取税及び自動車税に関する改正規定が、一部の規定を除き令和七年四月一日から施行されるため、広島県税条例の一部を改正する必要があるが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をしたので、今回報告し、県議会の承認を求める。